



# 埼玉県報

第 2722 号  
平成 27 年(2015 年)  
8 月 14 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 神明神社鳥獣保護区指定の案の公告（みどり自然課）
- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 生野土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 交通管制システム上位装置設備の賃貸借に係る落札者等の公示（施設課）
- 信号制御システム等保守業務に係る落札者等の公示（施設課）
- 捜査支援システムの賃貸借に係る落札者等の公示（施設課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県交通安全活動推進センター代表者の変更に伴う公示（交通企画課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 WISH8
- 三 代表者の氏名  
籠倉 正美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根千六百七十三番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ハンディキャップを持つ者とそのファミリーに対し、地域で豊かに生きやすくなるよう総合的支援を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ヴェルペン・サポート・ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
大野 泰規
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県飯能市南町三番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で安心して暮らしていくために、障害者（児）や高齢者及びその家族等、生活の支援が必要な人々に対し、自主・自立性を尊重しつつ助け合いの精神をもって柔軟なサービスを提供し地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人繋

三 代表者の氏名

金山 美枝子

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県所沢市中新井二丁目四百七十九番地の八メゾンマルフク百三

（変更後）埼玉県所沢市中新井二丁目四百七十九番地の八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とした障害のある人達に対し、地域社会における自立生活を助長するための生活の場を提供し、日常生活の援助を行うことで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告示

### 埼玉県告示第九百四十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したので、同条第四項の規定により、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 名称

神明神社鳥獣保護区

#### 二 区域

神明神社管内（三・四ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

#### 四 指針案

##### イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### ロ 指定目的

当該区域は、久喜市菖蒲町上栢間に所在し、埼玉県の北東部に位置する。地形的には元荒川をはじめとする多くの河川の氾濫原の中にあり、北西から南東にのびる埋没台地上の微高地の北東端に位置している。

また、当該区域社叢内のスギ大径木ではオオタカの営巣が確認されている。

オオタカは日本レッドデータブックで準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）、本県のレッドデータブックでも絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）に指定されており保護繁殖の必要がある。そのほかにもトラフズク（本県のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠＢ類（絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）、ニューナイスズメ（同Ⅱ類に分類）、チョウゲンボウ（同準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種で、環境条件の評価によって容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）に分類）等の希少鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチのような本県レッドデータブックの低地帯危惧種（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）も生息し

ていることが確認された。これらの希少生物の良好な生息域として保全される必要がある。

更に、久喜市菖蒲町上栢間地域は元荒川と見沼代用水に挟まれた低地である。その低地の中でも神明神社周辺は微高地となっており、久喜市街地の中で野生生物の生息地が確保できる環境だと考えられる。

加えて、神明神社叢は昭和五十二年に県指定の天然記念物に指定され、昭和五十八年には「ふるさとの森」の指定も受けている。このことから水田地帯の中で重要な緑地空間となっており、野生生物の居住地として保全されることが望まれる。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護を図る上で重要な地域であることから、身近な鳥獣生息地として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に基づき鳥獣保護区に指定するものである。

## 五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県東部環境管理事務所

## 六 縦覧期間

平成二十七年八月十四日から平成二十七年八月二十八日まで

## 七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十七号

白岡市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助のための医療及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



名称	開設者名	所在地	指定年月日
太田医院	太田 眞夫	入間市豊岡一―八― 二六	平成二十七年七月一日
大野耳鼻咽喉科ク リニック	大野 常彰	坂戸市八幡二―九― 一〇	平成二十七年七月一日
愛心会クリニック	稲垣 直	熊谷市小江川一八九 五―一	平成二十七年七月一日
吉津内科クリニッ ク	吉津 徹	川口市領家一―一― 一一	平成二十七年七月一日
キャメリアプラザ内 クリニック	大庭 秀子	川口市本町四―五― 二六―二〇二―一	平成二十七年七月一日
医療法人 行田岡 田医院	医療法人 行田 岡田医院	行田市北河原一〇二 一	平成二十七年七月一日
おがわこどもクリニ ック	小川 耕一	坂戸市千代田一―五 一七	平成二十七年七月一日
眼科 保阪医院	中地 祥子	蕨市南町三―六―六 一	平成二十七年七月一日
四万村医院	四万村 潤	所沢市中新井四―二 八一―一	平成二十七年七月一日
阿部レディースク リニック	医療法人 阿部 産婦人科医院	朝霞市根岸台六―三 一―三	平成二十七年七月一日
関医院	医療法人社団 宗山会	朝霞市三原四―一二 一四八	平成二十七年七月一日



あい歯科医院	島田 直樹	川口市並木一―二三― 二四	平成二十七年七月 一日
神沢歯科医院	神澤 康夫	蓮田市江ヶ崎一四二四 一八	平成二十七年七月 一日
みのる歯科医院	斎藤 稔	東松山市沢口町三一― 一	平成二十七年七月 一日
医療法人 菁莪会 口腔研クリニック	医療法人 菁莪会	上尾市愛宕一―三―二	平成二十七年七月 一日
山根歯科医院	山根 孝夫	東松山市六軒町一七― 一七	平成二十七年七月 一日
あさかハートフル歯 科	仁平 雄史	朝霞市本町一―二― 五 F ファーストステージ― 一日	平成二十七年七月 一日
東松山グリーン歯 科医院	渡邊 義明	東松山市上野本山王浦 二一九六―四	平成二十七年七月 一日
鎗田歯科医院	鎗田 瑛紘	羽生市上新郷五五五五 ―二	平成二十七年七月 一日
三角歯科医院	三角 範昭	東松山市神明町一― 五―四三	平成二十七年七月 一日
金谷歯科クリニック	金谷 日出夫	川口市東川口四―一九 ―一―一〇― 一日	平成二十七年七月 一日
医療法人 希城会 大塚歯科医院	医療法人 希城会	久喜市葛梅一―一七― 一	平成二十七年七月 一日



齋藤歯科医院	齋藤 博之	上尾市柏座三〇一〇一	平成二十七年七月一日
医療法人社団 昇渡会 滝澤歯渡会 科医院	昇熊谷市中奈良六九一一	平成二十七年七月一日	
中村歯科医院	中村 勝	新座市野火止三一一一	平成二十七年七月一日
笹川歯科医院	鈴木 久一	日高市鹿山二五九一三	平成二十七年七月一日
花崎歯科 科	医療法人 花崎歯 加須市花崎北一一二一	平成二十七年七月一日	
神澤歯科医院	神澤 一熙	久喜市葛梅三一二一四	平成二十七年七月一日
遠藤歯科医院	遠藤 俊逸	幸手市上高野織部前一九四〇一	平成二十七年七月一日
メリー歯科	清水 聖彦	和光市白子三二二八一六	平成二十七年七月一日
矢沢歯科医院	矢澤 裕	所沢市松葉町二四一八 第三山ロビル二F	平成二十七年七月一日
蓮田ひまわり歯雪下 科	健太郎	蓮田市東四一五一三 M EGA ドン・キホーテ蓮田店 二階	平成二十七年七月一日
脇田歯科医院	脇田 愛介	新座市片山二一〇一二	平成二十七年七月一日
菊池歯科医院	菊池 有里子	新座市大和田一一八一 三二二	平成二十七年七月一日

中野歯科医院	中野 仁史	和光市新倉二―二六―七	平成二十七年七月一日
さくら歯科クリニック	熊谷 修一	久喜市河原井町一九 久喜市河原井町一九 喜菖蒲工業団地管理センター 一F	平成二十七年七月一日
近藤歯科医院	近藤 哲郎	深谷市榛沢新田八五六―三	平成二十七年七月一日
斉藤歯科医院	斉藤 一彦	入間市扇町屋三―一―八	平成二十七年七月一日
東榎本歯科医院	榎本 善公	久喜市久喜東三―二―一〇	平成二十七年七月一日
坂詰歯科医院	坂詰 和彦	行田市中央一三―一二	平成二十七年七月一日
田中歯科医院	医療法人社団 優成会	新座市東北二―二―一	平成二十七年七月一日
ホワイト歯科 わかば	沼倉 映子	坂戸市塚越二〇―二〇	平成二十七年七月一日
くるみ歯科医院	太田 秀一	東松山市箭弓町三―五―一一	平成二十七年七月一日
医療法人社団 大生会 八潮ステーション デンタルクリニック	医療法人社団 大生会	八潮市大瀬六―五―一	平成二十七年七月一日
医療法人社団 歯幸会 よしの歯幸会	医療法人社団 歯川	川口市芝樋ノ爪一―一〇	平成二十七年七月一日
科医院		一―二〇―一〇一	日

なかがわ歯科クリ ニツク	中川 淳	戸田市下戸田一 一七―一六 ダイ 日 ヤメゾン戸田公園 一F	平成二十七年七月一
地球堂薬局	有限会社 地球堂	志木市本町五― 二三―二八	平成二十七年七月一
有限会社 ケー ジエフ あさひ薬 局	有限会社 ケー ジエフ	児玉郡上里町神 保原町二二―一 八日 一六	平成二十七年七月一
津田薬局	有限会社 津田	北葛飾郡松伏町 松伏三四三七― 二日	平成二十七年七月一
みるく薬局	株式会社 アネリ	深谷市東方町一 一〇―二九	平成二十七年七月一
A B C 薬局	株式会社 A B C 薬 局	新座市道場一― 六一―一	平成二十七年七月一
クリニカ薬局	株式会社 やまと薬 品	幸手市中五―九 一―一六	平成二十七年七月一
ひばり薬局 循環 器・呼吸器病セン ター前店	株式会社 グランド	深谷市本田七〇 八三―六	平成二十七年七月一
サークル薬局 新 株西口店	株式会社 ヒューマ ンケア企画	白岡市野牛一― 一〇―九	平成二十七年七月一
グリーンベル薬局 志木店	有限会社 メディカ ルボックス	志木市本町五― 一九―二一 M・ Iビル一F	平成二十七年七月一
さくら薬局 北本 石戸宿店	株式会社 サクラメ ディカル株	北本市石戸宿一 一九三―五	平成二十七年七月一

<p>ファミリープラザ健 康薬局 朝霞店</p>	<p>木の実薬局</p>
<p>有 限 会 社 ド ラ ッ ク ス ト ア 光</p>	<p>株 式 会 社 か く の 木</p>
<p>朝 霞 市 根 岸 台 七 ー 四 ー 一 一</p>	<p>新 座 市 堀 ノ 内 二 ー 九 ー 三 三</p>
<p>平 成 二 十 七 年 七 月 一 日</p>	<p>平 成 二 十 七 年 七 月 一 日</p>



## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十七年七月十三日

ニ 届出年月日

平成二十七年七月三十日

二 縦覧期間

平成二十七年八月十四日から平成二十七年十二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年八月十四日から平成二十七年十二月十四日まで

ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第九百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、生野土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	宮部勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	田島富雄	同 同 同 同
同	永尾勇三郎	同 同 同 同
同	永尾弘子	同 同 同 同
同	小林儀男	同 同 同 同
同	宮部一三	同 同 同 同
同	笠原敬一	同 同 同 同
同	宮部弘志	同 同 同 同
同	田島博	同 同 同 同
同	宮部一夫	同 同 同 同
同	小林久雄	同 同 同 同
同	逸見最	同 同 同 同
同	田島善市郎	同 同 同 同
同	小林猛	同 同 同 同
同	永尾義明	同 同 同 同

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	宮部勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	田島富雄	同 同 同 同
同	永尾勇三郎	同 同 同 同
同	永尾弘子	同 同 同 同
同	小林隆	同 同 同 同
同	小林隆	同 同 同 同
同	宮部一三	同 同 同 同
同	笠原敬一	同 同 同 同
同	宮部弘志	同 同 同 同

同	同	監事	同	同	同	同
永尾義明	小林猛	田島善市郎	逸見最	小林久雄	宮部一夫	田島博
同	同	同	同	同	同	同
同	同	本庄市兒玉町兒玉	兒玉郡美里町大字沼上	同	同	同
同	同	九百七十五番地	二百七十九番地	同	同	同
二千百二十二番地二	千八百二十一番地			千七百八十八番地	二千九十二番地	千九百七番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十一号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（確定測量）

### 三 作業地域

比企郡滑川町大字山田地内

### 四 作業期間

平成二十七年七月六日から平成二十八年三月十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十二号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

坂戸市

### 二 作業種類

復旧測量（基準点）

### 三 作業地域

坂戸市東部

### 四 作業期間

平成二十七年六月十一日から平成二十七年十月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（道路現況調査業務）

### 三 作業地域

さいたま市岩槻区大字長宮地内

### 四 作業期間

平成二十七年八月十七日から平成二十七年十二月二十五日まで

# 告示

## 埼玉県告示第九百五十四号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 測量計画機関

富士見市

### 二 作業種類

公共測量（カラーデジタル撮影）

### 三 作業地域

富士見市全域

### 四 作業期間

平成二十七年七月二十八日から平成二十八年二月二十六日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号

5 落札金額

331,581,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年4月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
信号制御システム等保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額  
52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年4月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
捜査支援システムの貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
1,823,938,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年5月15日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十六年十一月十八日

指令川建セ第二五〇一三三一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月十一日

川建セ第二七〇〇三七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字打越二十九番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山二十九番地四

内田昌志

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十六年十二月二十二日

指令川建セ第二六〇〇九二〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月十一日

川建セ第二七〇〇三八号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前三百九十八番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字石井二千百九十一番地一メゾン・アンソレイユ四棟二〇二号  
室

塚越 竜平・塚越 由香



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年二月二十三日

指令川建セ第二六〇一〇八〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年八月十二日

川建セ第二七〇〇三九号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前三百九十八番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字的場二千四百六十五番地一

橋口 圭輔

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第168号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した一般財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年8月14日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
一般財団法人埼玉県交通安全協会	代表者の氏名	柴田 忠雄	新井 弘治

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

日 時	平成二十七年 八月十七日（月） 午前九時
場 所	選挙管理委員会室
議 題	狭山市議会議員一般選挙における 当選の効力に関する審査の申立て に係る口頭意見陳述等